

吹田市立総合福祉会館条例施行規則現行・改正案対照表

は改正箇所

現 行	改 正 案
<p>(開館時間)</p> <p>第2条 吹田市立総合福祉会館（以下「会館」という。）の開館時間は、午前9時から午後10時までとする。ただし、市長が必要があると認めるときは、開館時間を短縮し、又は延長することができる。</p> <p>(使用の申請)</p> <p>第4条 会館の施設を使用しようとする者は、<u>あらかじめ、次に掲げる事項を記載した使用許可申請書を市長に提出しなければならない。</u></p> <p>(1) <u>申請者の氏名又は名称、住所又は所在地及び電話番号並びに団体にあつては、代表者及び担当者の氏名（以下「申請者の氏名等」という。）</u></p> <p>(2) <u>使用日時、使用施設、使用附属設備、使用目的及び使用人数（以下「使用日時等」という。）</u></p> <p>2 <u>前項の規定による申請は、使用しようとする日の1月前の日の属する月の初日から使用しようとする日の前日（市長が適当と認める場合にあつては、当日）までに行わなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</u></p> <p>(使用内容の変更)</p> <p>第8条 使用者は、<u>使用日時等の変更をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した使用内容変更許可申請書に使用許可書を添えて市長に提出し、その許可を受け</u></p>	<p>(開館時間)</p> <p>第2条 吹田市立総合福祉会館（以下「会館」という。）の開館時間は、午前9時から午後10時（<u>屋上広場にあつては、午後5時</u>）までとする。ただし、市長が必要があると認めるときは、開館時間を短縮し、又は延長することができる。</p> <p>(使用の申請)</p> <p>第4条 会館の施設を使用しようとする者は、<u>市長が定めるところにより、公共施設の使用許可に係る情報システムによる事前手続（以下「ウェブ申込み」という。）をしなければならない。</u></p> <p>2 <u>ウェブ申込みの区分は、次の各号に掲げるとおりとし、ウェブ申込みをすることができる期間は、それぞれ当該各号に定める期間とする。</u></p> <p>(1) <u>抽選申込み 使用日の2月前の日の属する月の25日から末日まで</u></p> <p>(2) <u>先着申込み 使用日の1月前の日の属する月の2日の正午（1月にあつては、5日の正午）から使用日の当日まで</u></p> <p>3 <u>抽選申込みをして当選した者及び先着申込みをした者は、当選又は先着申込みの日から起算して8日以内（先着申込みの日から起算して7日以内に使用する場合は、使用日の当日まで）に、使用許可申請書を市長に提出しなければならない。この場合において、提出期限までに使用許可申請書の提出がなかつたときは、その者の当選又は先着申込みは、なかつたものとみなす。</u></p> <p>4 <u>前3項の規定にかかわらず、公用で使用する場合その他市長が特別の事情があると認める場合の申請の手続は、市長が定める。</u></p> <p>(使用内容の変更)</p> <p>第8条 使用者は、<u>使用附属設備又は使用人数の変更をしようとするときは、使用内容変更許可申請書に使用許可書を添えて市長に提出し、その許可を受けなければな</u></p>

現 行	改 正 案
<p>なければならない。</p> <p>(1) <u>申請者の氏名等</u></p> <p>(2) <u>許可を受けた使用日時等並びに変更しようとする事項及びその理由</u></p> <p>2 -----略-----</p> <p>(使用の取消し)</p> <p>第9条 使用者は、会館の施設の使用を取り消そうとするときは、遅滞なく次に掲げる事項を記載した使用取消届に使用許可書又は使用内容変更許可書を添えて市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) <u>申請者の氏名等</u></p> <p>(2) <u>許可を受けた使用日時等</u></p> <p>(3) <u>取消しの理由</u></p>	<p>らない。</p> <p>2 -----略-----</p> <p>(使用の取消し)</p> <p>第9条 使用者は、会館の施設の使用を取り消そうとするときは、遅滞なく使用取消届に使用許可書その他の市長が必要と認める書類を添えて市長に提出しなければならない。</p>